

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿〔管理型(用紙1)〕

平成(1か月分を記載した)日:平成 年 月 日

対象期間:平成 年 月 日~平成 年 月 日

1 埋立てた産業廃棄物の種類及び数量(単位)記入すること

産業廃棄物の種類	左の数量(単位)
燃え殻	() / 月
汚泥	() / 月
紙くず	() / 月
木くず	() / 月
繊維くず	() / 月
動植物性残さ	() / 月
鋳さい	() / 月
動物の糞尿	() / 月
動物の死体	() / 月
ばいじん	() / 月
産業廃棄物処理物	() / 月
	() / 月
	() / 月

〔規則12条の7の3第五号イ〕

	地下水		浸透水
水の採取場所	別紙1のとおり 1		別紙1のとおり 1
水の採取日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
分析結果の受理日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
電気伝導率	別紙2のとおり 3	別紙2のとおり 3	
塩化物イオン濃度	有・無	有・無	
PH(5.8~8.6)(5.0~9.0)			
BOD(60)・COD(90)			
SS(60)			
窒素含有量60 4			
磷含有量8 4			
異常の有無	有・無	有・無	
必要な措置を講じた年月日と措置内容 3			

4 指定海域、湖沼に放流の場合適用される。

〔規則12条の7の3第五号二、ホ〕

2 施設の点検

	擁壁等	遮水工	調整池	浸出液処理施設
点検年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
異常の有無	有・無	有・無	有・無	有・無
措置を講じた年月日と措置内容 3				

〔規則12条の7の3第五号ロ、ハ、ヘ、ト〕

4 水質検査(年1回以上測定)の実施状況と措置内容を記入すること。

	地下水		放流水	
水の採取場所	別紙1のとおり 1	別紙1のとおり 1	別紙1のとおり 1	別紙1のとおり 1
水の採取日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
分析の処理日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日
分析結果	別紙2のとおり 2	別紙2のとおり 2	別紙2のとおり 2	別紙2のとおり 2
異常の有無	有・無	有・無	有・無	有・無
措置を講じた年月日と措置内容 3				

〔規則12条の7の3第五号二、ホ〕

産業廃棄物処理施設維持管理記録簿(管理型(用紙2・・・水質検査))

作成日:平成 年 月 日

地下水・放流水等検査項目(年1回以上測定)の水質検査

地下水検査項目	地下水の検査			検査対象	放流水の検査				
	採取場所の略称				採取場所の略称				
	採水年月日	H 年 月 日	H 年 月 日		採水年月日	H 年 月 日			
	検査受理年月日	H 年 月 日	H 年 月 日		検査受理年月日	H 年 月 日			
地下水検査項目	地下水基準値	検査値	検査値	基準命令の検査項目	排水基準値	検査値	基準命令の検査項目	地下水基準値	検査値
アルキル水銀	検出されないこと			アルキル水銀及びその化合物	検出されないこと		水素イオン濃度	5.8～8.6	
総水銀	0.0005mg/以下			総水銀及びその化合物	0.005mg/以下		"(海域)	5.0～9.0	
カドミウム	0.01mg/以下			カドミウム及びその化合物	0.1mg/以下		BOD	60mg/以下	
鉛	0.01mg/以下			鉛及びその化合物	0.1mg/以下		COD(海域)	90mg/以下	
六価クロム	0.05mg/以下			六価クロム及びその化合物	0.5mg/以下		SS	60mg/以下	
砒素	0.01mg/以下			砒素及びその化合物	0.1mg/以下		N-ヘキサン抽出(鉱物油類)	5mg/以下	
全シアン	検出されないこと			シアン及びその化合物	1mg/以下		"(動植物油類)	30mg/以下	
PCB	検出されないこと			PCB	0.003mg/以下		フェノール類含有量	5mg/以下	
トリクロロエチレン	0.03mg/以下			トリクロロエチレン	0.3mg/以下		銅含有量	3mg/以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/以下			テトラクロロエチレン	0.1mg/以下		亜鉛含有量	5mg/以下	
ジクロロメタン	0.02mg/以下			ジクロロメタン	0.2mg/以下		溶解性鉄含有量	10mg/以下	
四塩化炭素	0.002mg/以下			四塩化炭素	0.02mg/以下		溶解マンガン含有量	10mg/以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/以下			1,2-ジクロロエタン	0.04mg/以下		クロム含有量	2mg/以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/以下			1,1-ジクロロエチレン	0.2mg/以下		大腸菌群数	3000個以下	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/以下			シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/以下		窒素含有量(湖沼)	60mg/以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/以下			1,1,1-トリクロロエタン	3mg/以下		燐含有量	8mg/以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/以下			1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/以下		ほう素及びその化合物	50mg/以下	
1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/以下			1,3-ジクロロプロパン	0.02mg/以下		ふっ素及びその化合物	15mg/以下	
チウラム	0.006mg/以下			チウラム	0.06mg/以下		アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物、硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素・硝酸性窒素の合計量200mg/	
シマジン	0.003mg/以下			シマジン	0.03mg/以下		1 窒素及び燐含有量は、環境大臣が定める海域等に		
チオベンカルブ	0.02mg/以下			チオベンカルブ	0.2mg/以下		排出する場合に適用		
ベンゼン	0.01mg/以下			ベンゼン	0.1mg/以下		2 ほう素以下は、経過措置でH17年4月から次のとおり		
セレン	0.01mg/以下			セレン及びその化合物	0.1mg/以下		(ほ 10mg/以下・ふ 15mg/以下・ア等 100mg/以下		
ダイオキシン	1Pg/以下			ダイオキシン	10Pg/以下				
				いい気燐化合物	1mg/以下				